# 阿久比町国民保護計画

令和7年3月修正

## 目 次

第1編	総	詥	· •	•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第1章	田	丁の責	務、	計画	画の	位	置~	うけ	,	構	成	等	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
	1	町の	責務	及で	ブ町	[国]	民保	く 護	計	画	の{	立世	置く	ゔに	<b>;</b> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	町国	民保	護語	計画	の	構成	<b>È</b> •		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	1
	3	町国	]民保	護記	計画	<b>の</b>	見直	IL	,	変	更	手糸	売・		•		•			•	•		•	•		•	•			1
第2章	Ξ	国民保	護措	置	こ関	す	る基	本	方	針	•	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	3
第3章	B	<b>退係機</b>	関の	事	务ま	た	は業	終	の	大	綱	等	•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	5
第4章	田	丁の地	理的	人才	生会	的	特得	女・	•	•	•		•		•		•		•	•	•		•		•	•	•	•	•	7
第5章	田	丁国民	保護	計画	画が	対	象と	:す	る	事	態	•	•		•	•	•	•		•	•		•	•	•		•	•	1	2
	1	武力	力攻擊	隆事:	態・					•	•	•		•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	1	2
	2	緊急	急対処	事	態・					•	•							•		•	•	•		•	•	•		•	1	3
第2編	平昇	をから	の備	えゞ	や予	防					•		•		•				•	•	•		•	•		•	•		1	5
第1章	組	且織・	体制	の彗	整備	等				•	•		•		•					•	•		•				•		1	5
第1	田	丁にお	ける	組締	<b>載・</b>	体	制の	)整	備	•	•		•		•				•	•	•		•	•		•	•		1	5
	1	町の	各部	等。	こお	け	る平	素	の	業	務		•				•	•	•	•	•	•		•	•	•			1	5
	2	町職	員の	参算	集基	準	等•	•					•				•	•	•	•	•	•		•	•	•			1	5
	3	消防	機関	のf	本制	•							•				•		•		•	•			•	•			1	7
	4	国民	の権	利和	钊益	<u>の</u> え	汝滔	引	係	る	手絹	売领	等。				•	•	•	•	•	•		•	•	•			1	7
第2	艮	<b>J</b> 係機	関と	のi	車携	体	制の	)整	備	•	•		•		•					•	•		•			•	•		1	8
	1	基本	的考	ええ	方•	•							•				•		•		•	•			•	•			1	8
	2	県と	の連	携		•		•					•				•	•	•	•	•	•		•	•	•			1	8
	3	近隣	市町	٠ ح	の連	携							•	•		•	•	•	•		•	•			•	•		•	1	9
	4	指定	公共	機	関等	논(	の連	連携					•	•		•	•	•	•		•	•			•	•		•	1	9
	5	ボラ	ンテ	イン	ア団	体	等に	_対	す	る	支担	爰	•		•		•			•	•		•	•		•	•		1	S
第3	ĩ	通信の	確保	•		•			•	•	•	•	•		•					•	•		•	•		•	•		2	C
第4	情	青報収	集・	提包	共等	の	体制	!整	備	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•				•	•	•	•	2	C
	1	基本	的考	ええ	方•	•		•	•				•	•		•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	2	1
	2	警報	等の	伝i	幸に	必	要な	な準	備	•	•	•	•		•		•			•	•		•	•		•	•		2	2
	3	安否	情報	<b>の</b> り	又集	·	整理	12及	び	提	供	こ東	乙基	更な	な準	慵備	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	3
	4	被災	情報	<b>の</b> り	又集	• =	報告	引こ	必	要	なi	準値	带 ·		•		•			•	•		•	•		•	•		2	3
第5	劯	开修及	び訓	練		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	4
	1	研修	· •	•		•		•	•	•	•		•		•		•			•	•	•	•	•		•	•		2	4
	2	訓練	i • •																										2	Δ

第2章	退	蝉、	救	援及	ぴ	武力	力攻	撃	災害	₹^	の	対	処	に	関	す	る	平	素	<u>ታን ፫</u>	50	備	え	•	•	•	•	•	•	2 6
	1	避難	能に	関す	る	基本	比的	事.	項•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 6
	2	避難	実	施要	領(	のノ	ペタ	_	ンの	作	成		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 6
	3	救援	きに	関す	る	基本	比的	事.	項•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 6
	4	運送	事	業者	·0)	輸送	乡力	• [	輸達	绘施	設	(D)	把	握	等	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 7
	5	避難	施	設の	指定	定~	<b>\O</b> )	協	力•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 7
	6	生活	関	連等	施	設の	)把	握	等•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 7
第3章	幣	物資及	くび	資材	つ	備書	<b>皆、</b>	整	備·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 9
	1	町に	お	ける	備	蓄•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 9
	2	町が	管:	理す	るカ	施討	设及	び	設備	前の	整	備	及	び	点	検	等	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 9
第4章	<u> </u>	国民保	護	に関	す	る厚	<b>冬</b> 発	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 0
	1	国国	保	護措	置(	に厚	目す	る	啓新	ŝ.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 0
	2	武力	攻	擊事	態	等に	こお	(V)	て自	E民	が	と	る・	べ	き	行!	動	等(	2	関す	ーる	啓	発	•	•	•	•	•	•	3 0
第3編	武力	力攻擊	事	態等	~(	のす	寸処	<u>.</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 1
第1章	苍	<b>刀動</b> 連	絡	体制	[の	迅速	恵な	確	立及	とひ	初	動	措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 1
	1	事態	認	定前	il:	おり	ける	緊	急事	態	連	絡	室	の	設	置	及	び	初重	動招	置		•	•	•	•	•	•	•	3 1
	2	武力	攻	擊等	<b>の</b>	兆何	矣に	関	する	連	ĺ絡	が	あ	つ	た	場	合	D 5	対ル	亡.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 3
第2章	H	丁対策	本	部の	設	置领	争・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 4
	1	町丸	策	本部	<b>の</b>	設置	量•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 4
	2	通信																											•	3 8
第3章	B	<b>툏係機</b>	関	相互	<u></u> の	連携	- 男・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 9
	1	玉•	県(	の対	策	本音	18と	の:	連携	乡•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 9
	2	知事	F. ‡	指定	行ī	政核	製製	<u>の</u>	長ま	きた	:は	指	定:	地	方	行ī	政	幾	関(	の長	き等	-	<b>(</b> D)	措	置	要	請	等	•	3 9
	3	自律	<b>す</b> 隊(	の部	隊	等の	つ派	遣	要請	<b>事の</b>	(求	め	等	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 9
	4	他の	市印	町村	長	等に	二対	す	る点	派援	(D)	要	求	, :	事	務	の	委	托		•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 0
	5	指定	行	攻機	関	の長	長等	に	対す	-る	職	員	の	派:	遣	要	請	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 0
	6	町の																												4 1
	7	ボラ	ン	ティ	ア	団位	<b>本等</b>	に	対す	-る	支	援	等	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 1
	8	住民																												4 1
第4章		幹報及																												4 3
第1	整	幹報の																												4 3
	1	警報																												4 3
	2	警報																												4 4
	3	緊急	通	報の	伝	達及	なび	通:	知•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 5
第2	退	<b>達難住</b>	民(	の誘	導	等·	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 5

	1	避難の	指示(	り迪	知•	口	達	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
	2	避難実	施要領	頁の	策定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	6
	3	避難住	民の記	秀導		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
	4	武力攻	擊事態	生の	類型	!KZ	応	じ	た	避	難	指	示	に	当	た	つ	て	(T)	留:	意	事	項	•	•	•	•	•	•	5	0
第5章	求	対援・・	• •			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	3
	1	救援の	実施・			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	3
	2	関係機	関との	り連	携•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	3
	3	救援の	内容。			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	4
第6章	3	安否情報	の収集	Į.	提供	<del>.</del> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	5
	1	安否情	報の頃	又集		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	5
	2	県に対	する幸	设告		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	6
	3	安否情	報の別	会	に対	す	る	回	答	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	6
	4	日本赤	十字科	土に	対す	る	協	力	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	7
第7章	蓈	式力攻擊	災害~	<b>〜</b> の	対処	٠ يا	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	8
第1	茈	大力攻擊	災害~	への	対処	<u>L</u> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	8
	1	武力攻	擊災害	手へ	の対	処	0	基	本	的	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	8
	2	武力攻	擊災害	手の	兆候	(D)	通	報	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	8
第2	烒	<b>芯急措置</b>	等・・			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	8
	1	退避の	指示。			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	9
	2	警戒区	域の記	设定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	9
	3	応急公	用負担	旦等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	0
	4	消防に	関する	5措	置等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	1
第3	刍	上活関連 <sup>:</sup>	等施記	役に	おけ	-る	災	害	~	のラ	对	処	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	2
	1	生活関	連等加	包設	の妄	全	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	2
	2	危険物	質等に	こ係	る武	力	攻	撃	災:	害	$\mathcal{D}$	防.	止	及	び	防	除	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	2
第4	N	NBC攻	撃に。	よる	災害	^	の	対	処	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	3
第8章	被	皮災情報	の収算	<b>長及</b>	び執	告	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	6
第9章	仔	<b>保健衛</b> 生	の確保	呆そ	の他	ĮΦ	措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	7
	1	保健衛	生の確	寉保		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	7
	2	廃棄物	の処理	里•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	7
第10	章	国民生	活の多	安定	に関	す	る	措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	9
	1	生活関	連物資	争等	の価	i格	安	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	9
	2	避難住	民等0	り生	活安	定	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	9
	3	生活基	盤等0	り確	保·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	9
第11	章	特殊標	章等(	の交	付及	U	管	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	О

第4編	復	∃等・	• •		•	•	•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7 2
第1章	11 元	は急の	復旧		•	•		•	• •		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7 2
	1	基本	的考	えナ	<b>;</b> •	•		•			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7 2
	2	公共	的施	設の	)応	急の	)復	旧		•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7 2
第2章	î j	大力攻	撃災	害の	)復	旧·		•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7 3
第3章	î j	国民保	護措	置に	2要	した	を費	用。	カオ	支弁	等	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7 4
	1	国国	保護	措置	量に	要し	た	費月	<b>∄</b> 0	う支	弁	`	国,	~0	)負	担	金	の	請才	₹•	•	•	•	•	•	•	•	7 4
	2	損失	補償	及て	バ損	害補	前償	•			•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7 4
	3	総合	消整	<b>及</b> て	が指	示に	2係	る打	員乡	もの	補	て	h	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7 4
第5編	緊急	急対処	上事態	~0	対	処		•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7 5
	1	緊急	対処	事態	FK •	•	•	•			•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7 5
	2	緊急	対処	事態	景に	おり	ける	警報	银0	D通	知	及	び1	云〕	室•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7 5

## 第1編総論

## 第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

#### 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

#### (1) 町の責務

町(町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成26年5月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、町の国民の保護に関する計画(以下「町国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、町において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

#### (3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、町に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、 町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事 項について定める。

#### 2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

#### 3 町国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結

果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、 以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

#### (1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利 を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制 限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは 訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努 める。

#### (3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報 を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村、消防業務を処理する知多中部広域事務組合(以下「知 多中部」という。)並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相 互の連携体制の整備に努める。

#### (5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、町は消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

#### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者(※) その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

- ※ 人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等を含む。以下同様とする。
- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、 指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断 するものであることに留意する。

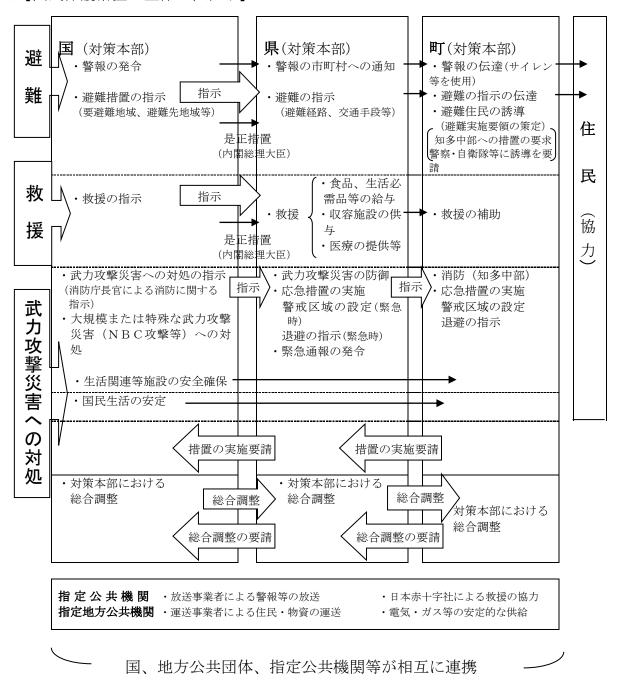
#### (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全 の確保に十分に配慮する。

## 第3章 関係機関の事務または業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### ※【国民保護措置の全体の仕組み】



注 緊急対処保護措置についても、上記と同様の仕組みで実施される。

ただし、緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び 内閣総理大臣による是正措置は行われない。

#### ○町の事務

#### 事務または業務の大綱

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その 他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する 措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施(消防に関する事務については、知 多中部において処理)
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

#### ○ 関係機関の連絡先

関係機関と相互に連携を図るために事前に連絡窓口を把握する。

## 第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

#### (1) 地形

本町は、知多半島のほぼ中央部に位置し、半田市、常滑市、知多市、東浦町に接し、半島にありながら海岸線に接していない町である。面積は23.94平方キロメートルであり、東西、南北とも最長約6キロメートルのほぼ正方形に近い形状をしている。名古屋中心部までは約25キロメートルの位置にある。

地形は、町のほぼ中央を南北に流れる阿久比川、それに注ぐ草木川、福山川、前田川、 矢勝川などの河川に沿って比較的平坦な地形が分布し、その周囲に小高い丘陵地が連なり、住宅地を豊かな農地や緑が囲む良好な景観を保っており、次のような特徴が挙げられる。

#### ア 丘陵

本町の丘陵は、名和一加木屋線によって東部は大府丘陵、西部は知多丘陵に分けられる。

町内における大府丘陵の最高地点は、板山字東高根地内の三角点(標高 73.7 メートル)で、知多丘陵の最高地点は、植大字陶ケ峯地内の三角点(標高 74.7 メートル)である。これら標高 50 メートル以上の丘陵頂部は加木屋層・武豊層で形成されており、武豊面を造っている。

町内の丘陵の大部分は標高 30~40 メートルほどで、主に常滑累層からなる横須賀小起伏面を形成している。

本町のほぼ中央を流れる阿久比川水系により、丘陵の侵食は進んでいる。

#### イ 台地(段丘)

本町には、亀崎面・半田面・岩滑面・緒川面が認められる。

亀崎面は、萩及び横松・植大・阿久比でよく認められる。町内における標高は、20~40メートルで、30メートル前後の地域がほとんどである。

半田面は、椋岡・卯坂でよく認められる。標高は、 $10\sim20$  メートルで、町内各地で点々と認められるが、大府丘陵ではみることができない。

岩滑面は、草木・白沢駅周辺・坂部郵便局周辺・宮津団地の西・植大駅の西・阿久比神社でよく発達している。そのほか、低地に面する丘陵の端に点々と認められる。標高は、一般に $5\sim15$ メートルであるが、内陸部にいくにしたがって標高が高くなる傾向がみられる。

緒川面は、宮津地区によく発達している。標高は 5 メートル前後で、低地との比高は 1 メートル前後である。

町内の集落は、これらの段丘面上にそのほとんどが形成されている。

#### ウ低地

本町の中央部を流れる阿久比川の周辺に低地が広がっている。知多半島内では、比較的広い低地である。河川によって丘陵や台地から運ばれてきた泥・砂・礫が堆積して低

地を構成している。

町内の低地は、ほとんどが水田になっており、近年の農業基盤整備事業などによる地 形改変のため原地形は失われつつある。

#### エ 河川・ため池

本町のほぼ中央を阿久比川が、北から南へ流れている。阿久比町北部の白沢付近に源を発し、支流の水を集めて衣浦湾に注いでいる。知多丘陵より流れる主な支流として、蛇渕川・結芽木川・草木川・砂走川・殿越川・前田川・矢勝川がある。また、大府丘陵より流れる主な支流として、福山川・蟹田川がある。これらの支流は、いずれもほぼ東西方向に流れている。そのほか、阿久比川と平行に十ケ川・英比川が流れている。阿久比川がいわゆる天井川であるために、低地の水はけをよくするための排水路となっている。

各河川の水源には、比較的大きなため池がある。また、丘陵部にも多くのため池がある。これらのため池は、愛知用水の通水までは、農業用水として重要な役割を果たしていたが、ここ数年来の農業基盤整備事業などにより急速に数が減ってきている。



#### (2) 気候

令和5年の月別気温は、最低が1月の-3.7℃で、最高が7月の37.3℃である。なお、本町には、観測所がないので、知多中部(半田市)の資料を掲示した。

#### 【月別降雨量】

(単位ミリメートル) 令和5年

	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
Ī	降雨量	16.5	30.0	65.0	100.5	167.5	316.0	76.0	226.5	142.5	106.0	45.5	51.0	1,343.0

#### 【月別最高気温】

(単位 ℃) 令和5年

Ī	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
	最高気温	15.9	16.9	22.7	26.5	32.8	32.5	37.3	36.9	34.6	26.6	25.3	20.4	27.4

#### 【月別最低気温】

(単位 ℃) 令和5年

_			_										
月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
最低気温	-3.7	-1.7	3.2	5.8	11.7	15.8	21.0	23.4	20.4	10.1	4.8	0.4	9.3

#### 【月別平均気温】

(単位 ℃) 令和5年

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平均気温	5.8	6.9	12.6	15.8	20.0	23.6	28.7	28.9	27.3	18.7	14.1	8.9	17.6

資料:知多中部 令和6年版「消防年報」

#### (3) 人口分布

人口は、町制施行当時13,374人であったが、豊かな自然と名古屋から約25キロメートル圏内という好条件に恵まれ、昭和36年から阿久比団地入居を契機に民間宅地開発が進み、令和6年1月1日の人口は28,320人と町制施行当時の約2.1倍となった。

年齢階層別で見ると、年少人口(14歳以下)は、出生率低下の影響を受けて平成17年まで減少傾向であったが、平成17年から一旦は増加傾向となったものの、令和3年より再び減少傾向に転じている。一方、老年人口(65歳以上)は一貫して増加で推移しており、平成12年には年少人口を老年人口が上回り、高齢化が進んでいる状況といえる。

世帯数は、平成7年以降をみると、ほぼ増加の状態が続いているが、一世帯あたりの 平均世帯人員は減少している。これは、本町において単身者、核家族が増加しているた めと思われる。

【人口・世帯数の推移】(平成27年~令和6年) (各年1月1日現在)(単位 人)

	平 成 27 年	28 年	29 年	30年	31 年	令 和 2年	3年	4年	5年	6年
人口(人)	27,914	28,227	28,590	28,728	28,761	28,693	28,597	28,550	28,435	28,320
世帯数	9,983	10,154	10,368	10,524	10,645	10,719	10,813	10,881	10,953	11,067
平均世帯 人員(人)	2.80	2.78	2.76	2.73	2.70	2.68	2.64	2.62	2.60	2.56

【町内地区別住基人口】

令和6年1月1日現在 (単位 人)

	地		区		男	女	計
横				松	1 3 8	1 3 1	269
		萩			164	1 4 0	3 0 4
宮				津	964	9 7 5	1,939
宮	津		Щ	田	4 1 9	4 6 0	8 7 9
宮	津		寸	地	9 4 3	9 3 4	1,877
板				Щ	402	4 2 0	8 2 2
福				住	3 6 3	3 7 9	7 4 2
福	住	遠	高	台	280	3 0 7	5 8 7
高		根		台	6 6 3	6 8 5	1,348
白				沢	1,083	1,109	2,192
白		沢		台	2 9 4	3 2 1	6 1 5
草				木	1,843	1,809	3,652
坂				部	7 3 2	7 5 7	1,489
卯		之		Щ	5 8 4	6 0 8	1,192
冏	久	比	寸	地	191	2 1 3	4 0 4
冏		久		比	5 1 8	5 3 2	1,050
椋				岡	2 9 5	299	5 9 4
矢				П	3 2 0	298	6 1 8
高				岡	164	189	3 5 3
		植			1,266	1,335	2,601
大		古		根	6 7 6	7 0 2	1,378
メ	イツ	ノ舅	量ケ	丘	9 1	1 2 5	2 1 6
陽	な	た	$\mathcal{O}$	丘	1,641	1,558	3,199
	合		計		14,034	14,286	28,320

## (4) 道路の位置等

本町の道路は、名古屋高速に連結する知多半島道路と主要地方道名古屋半田線が南北に走り、東西には主要地方道西尾知多線が走っている。

これらの主要地方道の他に、県道阿久比半田線、草木金沢線、東浦阿久比線、白沢八幡線、南粕谷半田線の5路線で町内の主要道路網は形成されている。

また、都市計画道路として、南北3路線、東西4路線の計7路線が都市計画決定されている。



## (5) 鉄道の位置等

鉄道は、名古屋鉄道河和線が町のほぼ中央を南北に走っており、町内には阿久比駅を 含め4駅が存在し、知多市境に巽ヶ丘駅がある。

## 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力 攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

#### 1 武力攻擊事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

#### (1) 着上陸侵攻

- ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともにその期間も比較的 長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我 が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難 を行うことも想定される。
- ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸 部が当初の侵攻目標となりやすい。
- ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
- ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コン ビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。
- ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに 広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結 した後の復興が重要な課題となる。

#### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中枢、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。
- ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、NBC兵器や汚い爆弾(爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。)が使用される場合がある。
- ・ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、知事及び県警察は、市町村(消防機関を含む。)、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の指示等時官に応じた措置を行うことが必要である。

#### (3) 弾道ミサイル攻撃

- ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定すること は極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、 弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとと もに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。
- ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。

#### (4) 航空攻撃

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、 対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ・なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。
- ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
- ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに 屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

#### 2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物 積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 大規模集客施設等・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

#### (2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量 散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

## 第2編 平素からの備えや予防

## 第1章 組織・体制の整備等

## 第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 町の各部等における平素の業務

町の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を 行う。

この場合において、国民保護に関する業務の統括、各部課等の調整、企画立案等については、国民保護担当部課等の国民保護担当責任者が行う。

#### 2 町職員の参集基準等

#### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の初動対応 に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に参集でき る体制を整備する。

#### (2) 24 時間即応体制の確立

① 町部局での対応充実

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、知多中部との連携を図り、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

② 知多中部との連携強化

夜間、休日等における警報受領及び現場情報受領、国民保護担当職員への連絡を知多中部に委ねることとする。その際、町においては、初動の連絡を受領次第、町長その他関係機関への連絡を行い、速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は町が知多中部より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。平素より、町と知多中部との連絡を密にし、町の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施しておく。

#### (3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

体 制	参集基準
①担当課体制	国民保護担当課職員が参集
②緊急事態連絡室体 制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参 集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に 応じ、その都度判断
③町国民保護対策本 部体制	全ての町職員が本庁または出先機関等に参集

## 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	町の全部等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必 要な場合		
	町の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)		2
事態認定後	町国民保護対策本 部設置の通知がな	町の全部等での対応は不要だが、情 報収集等の対応が必要な場合	
	い場合	町の全部課室での対応が必要な場合(現場から情報により多数の人を 殺傷する行為等の事案の発生を把 握した場合)	2
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		3

## (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

#### (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が 困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指 定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

#### 【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

名	称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
町	長	副町長	総務部長	建設経済部長

#### (6) 職員の服務基準

町は、(3)①~③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

#### (7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部(以下「町対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食品、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保

#### 3 消防機関の体制

#### (1) 知多中部における体制

町は、知多中部の管理者に対し、消防本部及び消防署が、町における参集基準等との整合性が確保されるように、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるよう要請する。その際、町は、消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、 地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、 施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。 また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施する

とともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、知多中部における参集基準等を参考に、消防団の参集基準を定める。

#### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	
(法第 159 条第 1 項)	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	
損害補償	国民への協力要請によるもの(法第70条第1・3項、80条第	
(法第 160 条) 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)		
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)		
訴訟に関すること。(法第6条、175条)		

#### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、町文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合 及び国民保護措置に関して不服申し立てまたは訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、知多中部、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

#### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

#### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民

保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

町長は、自ら管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

#### 3 近隣市町との連携

#### (1) 近隣市町との連携

町は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、 近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関 し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、 武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町 相互間の連携を図る。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

町は、知多中部に対し、その活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図るよう要請する。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るよう要請する。

#### 4 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、 担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### (3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

#### 5 ボランティア団体等に対する支援

#### (1) 自主防災会等に対する支援

町は、自主防災会及び大字・自治会のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災会等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災会相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災会等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

#### (2) 自主防災会以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常 通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制 の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、高度情報通信ネットワークを活用するなど、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保を図るとともに、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

非常通信の確保に当たっては、防災用として確保している高度情報通信ネットワークを活用する。

また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)(国において開発された、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接町の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム)を的確に活用する。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収 集または整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実 施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及 び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手 段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理・整備等を行う。

施 設 ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや

設 備

面

- 機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の
- 整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、 関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を
- ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実 施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
- ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報 の収集・連絡体制の整備を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時 並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用 した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情を想定し、実施 時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、 避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終 了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

運

用

面

- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態 等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電 話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業 務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活 用を図る。
- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を 受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図 る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活 用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援 護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考える者 に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図 る。

#### (3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

#### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報等の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。(その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

#### (2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要な同報系防災行政無線の有効な運用を図るとともにデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。 また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用を確実に実施する。

#### (3) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に 行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

#### (4) 国民保護に係るサイレンによる住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用または居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

#### (6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

#### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報システムの利用

町は県と連携し、総務省(消防庁)が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム(以下「安否情報システム」という。)を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。

#### (2) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

#### 【収集・報告すべき情報】

安否情報省令第1条に規定する様式第1号(安否情報収集様式(避難住民・負傷住民))及び様式第2号(安否情報収集様式(死亡住民))による。

#### (3) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

#### (4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

#### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

#### (1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、 あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

#### (2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国・県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、 多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災会リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、県、知多中部、自衛隊、及び警察の職員、 学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

#### 2 訓練

#### (1) 町における訓練の実施

町は、知多中部、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置 についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、知多中部、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓

練

- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- (3) 訓練に当たっての留意事項
  - ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
  - ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
  - ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
  - ④ 町は、自主防災会、大字・自治会等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
  - ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、 事業所その他の多数の者が利用または居住する施設の管理者に対し、火災や地震等 の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため 必要となる訓練の実施を促す。
  - ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)。

#### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、 避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

町は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

#### 2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関(知多中部、県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、 消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、昼間人口 の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパター ンをあらかじめ作成する。

#### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や町が県の行う 救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等につ いて、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

#### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

## (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する町の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報 を共有する。

#### (2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町に係る運送経路の情報を共有する。

#### 5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際して施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と 共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

#### (1) 生活関連等施設の把握等

町内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成 17 年 8 月 29 日 閣副安危第 364 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

#### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第 27 条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施	国土交通省
		設、配水池	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省

	_ n	去 片 マ 片 主 米 田 ナ 坊 ニュ /#:	44 76 11A
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施	国土交通省
		設、航空保安施設	
	9号	ダム	国土交通省
第 28 条	1号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒劇物(毒物及び劇物取締	厚生労働省
		法)	
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含	原子力規制委員会
		む)	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素 (汚染物質を	原子力規制委員会
		含む。)	
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省
			農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11 号	毒性物質	経済産業省

## (2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察と連携を図る。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

#### 1 町における備蓄

### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ョウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、 県と密接な連携のもとで対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

#### 2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上下水道施設のライフライン施設について、自然災害に対する 既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による 代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど配慮する。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防 災会の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

#### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料(内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など)を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

# 第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

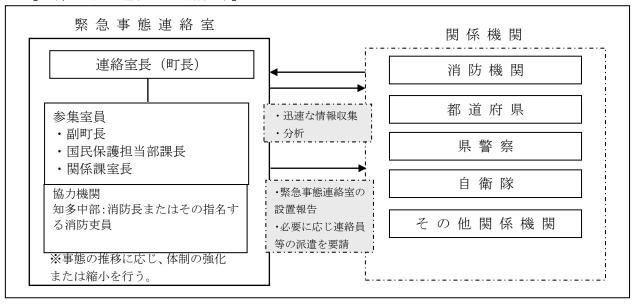
また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

## 1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

- (1) 緊急事態連絡室の設置
  - ① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町として的確かつ迅速に対処するため緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、町対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

## 【町緊急事態連絡室の構成等】



② 緊急事態連絡室は、知多中部等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、知多中部と連

携し、現場における通信を確保する。

#### (2) 初動措置の確保

町は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の知多中部による消防法に基づく火災警戒区域または消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が 円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

## (3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、 県や他の市町村等に対し支援を要請する。

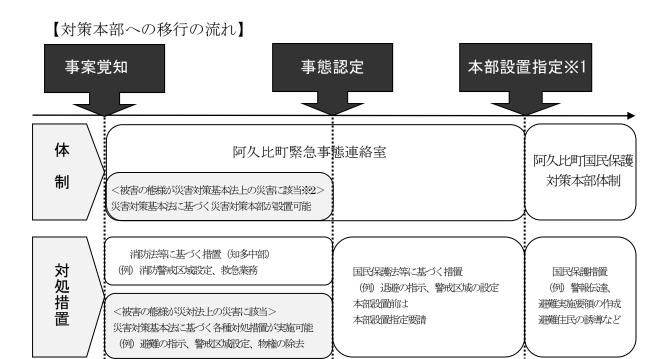
## (4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町対策本部を設置すべき通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

#### (5) 災害対策基本法との関係

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係部課に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部 設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき町の指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、または、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の 組織、機能等について、以下のとおり定める。

## 1 町対策本部の設置

## (1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知 町長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び都道府県知事を通じて町対 策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

## ② 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する(※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする(前述))。

## ③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

## ④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、役場庁舎内に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

## ⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食品、燃料等の備蓄、自家 発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

## ⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を役場庁舎内に設置できない場合 に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

なお、事態の状況に応じ、町長の判断により変更することを妨げるものではない。 また、町外への避難が必要で、町内に町対策本部を設置することができない場合 には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

## (2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

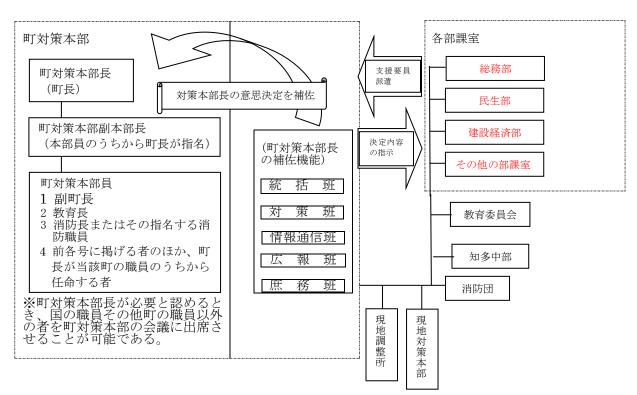
町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請す

る。

## (3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

## 町対策本部の組織及び機能



#### 【町対策太部長の補佐機能の編成】

▼1.1 \\ 1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	支の補佐機能の編成】	
	機  能	
統括班	<ul><li>・ 町対策本部会議の運営に関する事項</li><li>・ 情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思 決定に係る補佐</li><li>・ 町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</li></ul>	
対策班	<ul> <li>町が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>他の市町村に対する応援の求め、及び知多中部を通じた県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</li> <li>県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> </ul>	
情報通信班	<ul> <li>・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約</li> <li>○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況</li> <li>○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報</li> <li>・ 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>・ 通信回線や通信機器の確保</li> </ul>	

広報班	・ 被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連 絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	<ul><li>・ 町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理</li><li>・ 町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項</li></ul>

※町の各部課室は、武力攻撃事態等に的確かつ迅速に対処するためその業務を行う。 協力機関

pagy a pydis d		
	・ 武力攻撃災害への対処に関すること	
たっ <b>タ</b> 中立7	・ 住民の避難誘導に関すること	
知多中部	・ 他の消防機関への応援に関すること	
	・ 被害情報の収集及び報告に関すること	

## (4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

## ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元化に行う「広報責任者」を設置

#### ② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

## ③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を 逸することのないよう迅速に対応すること。
- の 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に 応じて、町長自ら記者会見を行うこと。
- か) 都道府県と連携した広報体制を構築すること。

#### (5) 町現地対策本部の設置

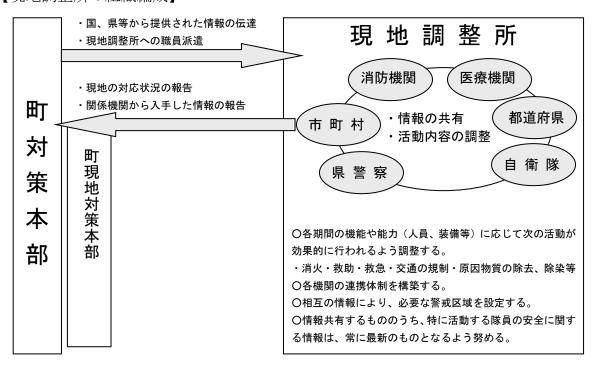
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の 職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し(または関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

## 【現地調整所の組織編成】



#### (7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の 国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置 の的確かつ迅速な実施を図る。

## ① 町内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

#### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公 共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、 町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定 公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求め る。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

#### ③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

#### ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告または資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町 に係る国民保護措置の実施の状況について報告または資料の提出を求める。

## ⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施する ため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

## (8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び都道府県知事を経由して対策 本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、対策本部を廃止 する。

## 2 通信の確保

## (1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、防災行政無線等の固定系通信回線の利用または臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに東海総合通信局にその状況を連絡する。

## (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に 応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信 統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び県を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、 当該本部と緊密な連携を図る。なお、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同 対策協議会が開催される場合には、町対策本部長又は町対策本部長が指名する本部員 が出席する。

## 2 知事、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

- (2) 知事等に対する指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への措置要請の求め町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。
- (3) 指定公共機関、指定地方公共機関の長への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関または指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

## 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊愛知地方協力本部長又は町国民保護協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、

航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

② 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

## 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村等への応援の要求
  - ① 町長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に 明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
  - ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合 には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

## (2) 県への応援の要求

町長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託

- ① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部または一部を他の地方公共団体に 委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を 行う。
  - 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託または委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託または委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

#### 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長または特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

## 6 町の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
  - ① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施すことができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
  - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託または委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援

町は、指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備または物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災会に対する支援

町は、自主防災会による警報の内容の伝達、自主防災会や大字・自治会の地域リーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災会に対する必要な支援を行う。

## (2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

## (3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等から救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

## 8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

○ 避難住民の誘導

- 避難住民の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

# 第4章 警報及び避難の指示等

## 第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

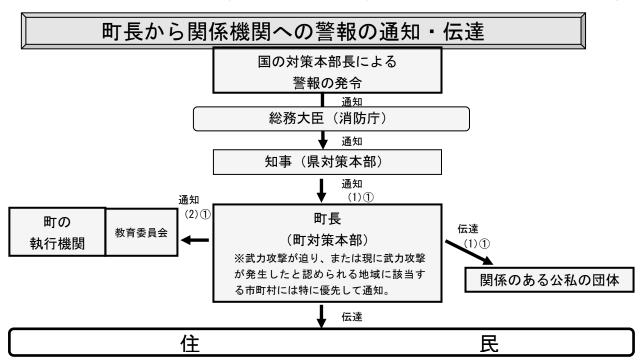
## 1 警報の内容の伝達等

## (1) 警報の内容の伝達

① 町は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

## (2) 警報の内容の通知

- ① 町長は、町の他の執行機関その他の関係機関(知多中部、教育委員会、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ (https://www.town.agui.lg.jp) に警報の内容を掲載する。
  - ※ 町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



※町長は、ホームページ(https://www.town.agui.lg.jp)に警報の内容を掲載 ※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。町は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。
  - ① 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災会による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) を用いた場合の対応

全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、瞬時に国から警報の内容が送信された場合は、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(3) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、町長は、知多中部の管理者に対して、消防が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災会、大字・自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、町は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、

原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

## 3 緊急通報の伝達及び通知

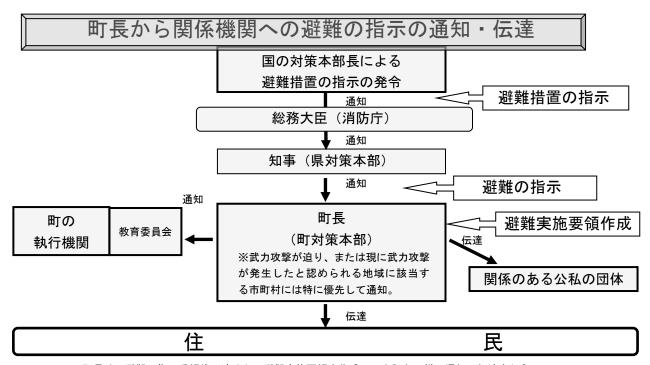
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報・通知方法と同様とする。

## 第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

## 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
  - ※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



※町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

## 2 避難実施要領の策定

## (1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、知多中部、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合には、直ちに、 避難実施要領の内容を修正する。

#### 【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他 避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

## 【避難実施要領の策定の留意点】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される町の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、 法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容にすることもできる。

## 【避難実施要領に定めるべき項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市町村職員、消防団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ① 避難住民の携行品、服装
- ② 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
- (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定の際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握

(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(輸送事業者である指定地方公共機関等による輸送))

- ⑤ 輸送手段の確保の調整(※ 輸送手段が必要な場合) (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、 道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置

(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

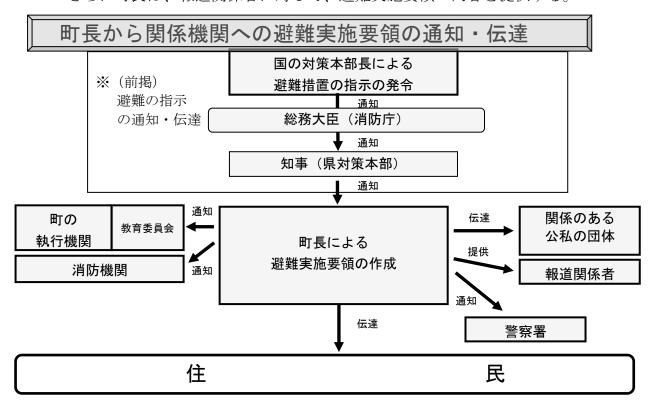
- ⑨ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

## (3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町を管轄する消防長、警察署長、名古屋海上保安部長及び自衛隊愛知地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



## 3 避難住民の誘導

## (1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。また、町長は、避難実施要領で定めるところにより、知多中部の管理者に、消防長を指揮し、避難住民を誘導するよう要請する。その際、避難実施要領の内容に沿って、大字・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

町長は、知多中部の管理者に対し必要に応じ次の措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

- ① 知多中部が、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長が定めた避難実施要領に基づき要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な避難誘導を実施する。
- ② 自力歩行困難な避難行動要支援者を人員輸送車両等により運送を行う等、保有する装備を有効活用した非難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部または消防署と連携しつつ、自主防災会、大字・自治会と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

## (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、知多中部管理者、警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官または自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、 町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係 機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災会等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災会や大字・自治会の地域において

リーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

## (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、 医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

## (6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

## (7) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、町は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

## (8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

## (9) 避難所等における安全確保等

町長は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等から相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

#### (10) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等

## (11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

#### (12) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食品、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その 指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### (13) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

## (14) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、 避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

## 4 武力攻撃事態の類型に応じた避難指示に当たっての留意事項

## 弾道ミサイル攻撃の場合

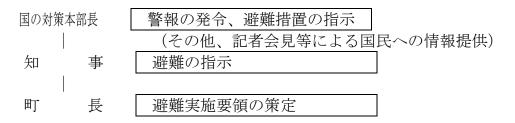
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍の コンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとな る。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する内容となる。

(弾道ミサイルによる攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難 措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

③ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された

段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国または国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(JーALERT)による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての町に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の 対応をとるものとする。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。
  - 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応 「一時避難場所までの移動」~「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。
  - 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応 当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、 県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難 や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

④ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の 態様もさまざまであるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も 限定され、被害の範囲も一般的には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的または物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般的に高く、注意が必要である。

## 着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき 避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応について は、定めることはしない。

# 第5章 救援

## 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与または貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## (2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

## 2 関係機関との連携

## (1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断した ときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を 示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断した ときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

## (3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の 措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施 する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

## 3 救援の内容

## (1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

## (2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備 した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に 関する措置を実施する。

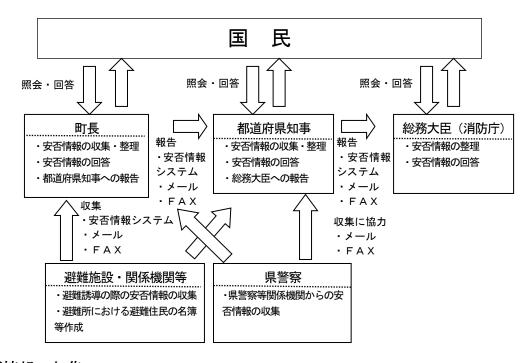
また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

# 第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

# 安否情報収集・整理・提供の流れ



## 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する諸学校等からの情報収集、知多中部及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に際しては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2 号を用いる。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

## (2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

## (3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の 確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定か でない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、 安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に 必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を電子メール等により送付する。なお、 事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を 行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

## (1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町 対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

#### (2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 町は、照会に係る者の同意があるときまたは公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手 の氏名や連絡先等を把握する。

#### (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷または疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

# 4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社愛知県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3の(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

# 第7章 武力攻撃災害への対処 第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

## 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

## (1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処の ために必要な措置を講ずる。

#### (2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

## (3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防 護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

## 2 武力攻撃災害の兆候の通報

#### (1) 町長への涌報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報することとされている。

#### (2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に 必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(または、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

## (2) 屋内退避の指示について

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

#### (3) 退避の指示に伴う措置等

① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 町長は、知事、警察官または自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (4) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及 び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等につい ての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察と現地調整所等において連携を密 にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、 必要に応じて知多中部、県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で 活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保 し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず 特殊標章等を交付し、着用させる。

#### 2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、 住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助 言等から判断し、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要がある と認めるときは、警戒区域の設定を行う。

## (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における消防機関、県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。 NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、町防 災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対し てその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立 入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、 車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速 に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時 の連絡体制を確保する。
- ④ 町長は、知事、警察官または自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (3) 安全の確保等

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域 内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

## (1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させる おそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災 害拡大防止のために必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必 要な措置を講ずべきことを指示する。

## (2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物または物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去した

ときは、保管)

## 4 消防に関する措置等

### (1) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。

知多中部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長または消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・ 資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行うこととされている。

## (2) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

町長は、知多中部の管理者に対し、消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを 指示するよう求めるなど、必要な連携を図る。

#### (3) 消防に関する応援要請等

武力攻撃災害の規模が大きい場合など、町が組織する知多中部の消防力のみをもってしては対処できないと判断されるような場合、町長は、知多中部の管理者と連携して、速やかに、相互応援協定等に基づく消防の応援を受けるための必要な措置を講ずる。さらに、必要な場合は、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を受けるための必要な措置を講ずる。

## (4) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援を受ける場合、消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県知事及び知多中部の管理者と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (5) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### (6) 安全の確保

- ① 町長は、消防機関に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、 県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を 行う。
- ② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、

町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 被災地以外の市町村長は、知事または消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、知多中部と連携し、その活動支援を行なうなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

# 第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

## 1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

## (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

#### (3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、町は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

## (1) 危険物質等に関する措置命令

知多中部の管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

※危険物について知多中部の管理者が命ずることができる対象及び措置

## 【対象】

阿久比町、半田市、東浦町、武豊町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)または当該区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、または取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)

## 【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限(消防法第 12 条の 3)
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時禁止または制限 (国民保護法第103条第3項第2号)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

## (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知多中部の管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めることとされている。また、知多中部の管理者は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることとされている。

## 第4 NBC攻撃による災害への対処等

町は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

## (1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、または警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

## (2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

## (3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、 自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処 能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(または職員を参画させ)、現場における 関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の 情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等 の要請を行う。

## (4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

## ① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

## ② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

## ③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などを行う。

#### (5) 町長及び知多中部の管理者の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

また、知多中部の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使することができる。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
		・移動の制限
		・移動の禁止
		・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
		・使用の制限または禁止
		・給水の制限または禁止
3号	死体	・移動の制限
		・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄

5号	建物	・立入りの制限
		・立入りの禁止
		<ul><li>封鎖</li></ul>
6号	場所	・交通の制限
		・交通の遮断

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

また、知多中部の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するための協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、町長と同様に通知・掲示等を行うこととされている。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水または死体(上記表中 第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の 対象となる建物または場所)
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

## (6) 要員の安全の確保

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

# 第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被 災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

## ○被災情報の収集及び報告

- ① 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所または地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うよう、知多中部の管理者に要請する。
- ③ 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和 59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直 ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理 を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要 な事項について、以下のとおり定める。

## 1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、 地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し、保健師等の保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の心身の健康状態の把握、健康二次被害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

## (2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

### (3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生 確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

- ① 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、 飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等 についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 町は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

#### 2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせる。
- ② 町は、①により廃棄物の収集、運搬または処分を業として行う者により特例基準 に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたことが判明したときは、速 やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更そ の他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

## (2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「愛知県災害廃棄物処理計画」(2022 年 1 月)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

# 第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民 生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

## 1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務または国民経済上重要な物資若しくは役務(「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

## 2 避難住民等の生活安定等

## (1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

## (2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に 関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税 (延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況 に応じて送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために 必要な措置を講ずる。

## (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

# 第11章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

## (1) 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務または協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

#### (2) 特殊標章等

## ① 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)



(オレンジ色地に 青の正三角形)

#### ② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

#### 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等のために使用される場所等

#### (3) 特殊標章等の交付及び管理

町長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン (平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当) 付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した 上で、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・町の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの。
- ・消防団長及び消防団員
- ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

また、次に示す職員等については、知多中部広域事務組合消防本部消防長が交付要

綱を作成した上で交付等することとされている。

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (4) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

## (2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに東海総合通信局にその状況を連絡する。

## (3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

- (1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

# 第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

## (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

## (2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

## (1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

なお、知多中部が、国民保護法 62 条第 2 項に基づく避難住民の誘導、及び同法第 97 条第 7 項に基づく消防を行った場合についても、同様の方法により請求すること とされている。

## (2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

## 2 損失補償及び損害補償

## (1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

## (2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

## 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、または避難住民の誘導若しくは避難住民の 運送に係る指示をした場合において、当該総合調整または指示に基づく措置の実施に当 たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、県に対して損失 の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

# 第5編 緊急対処事態への対処

## 1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

## 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害またはその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力 攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。